

IV

地域課題に対応した具体的取り組み

IV 地域課題に対応した具体的取り組み

1. 町公社の具体的取り組み

自然豊かな栗山の大地を選択し、たゆまない先人の努力で未来に向けて拓き繁栄してきた本町農業農村について、これまで述べてきた通り、我が国の経済社会の流れの中で幾多の課題が見えてきました。しかし、このまま為す術なく将来に向かうことは、先人の艱難辛苦がむだになることであり、廃れた農地と農村を将来に引き継ぐことは今を生きている私たちにとってならないことです。今感じている先人への感謝の念を、今から百年後の未来人も今を生きている我々のように思いを馳せてもらえるように、次の通り具体的な諸対策に取り組んで参ります。

(1) 農地対策

①農地利用集積円滑化事業の活用

町公社は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化団体（以下円滑化団体）の承認を町より受けています。これにより、離農農地等について、同法に基づき町公社が円滑化団体としての事業を実施し【表1】、地域の担い手や新規就農者等への農地流動化を図ります。^{※1}

【表1】農地利用集積円滑化事業内容（資料）町公社農地利用集積円滑化事業規定より

事業名	内容
農地所有者代理事業	農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等についての売り渡し、貸し付け又は農業の経営若しくは作業の委託を行うもの。
農地売買等事業	規模縮小農家等から農用地を買い入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けるもの。 (町公社の農地転貸事業、農地中間保有事業が該当)
研修事業	農地売買等事業によって買い入れ、又は借り受けた農用地において、新規就農希望者（農業後継者を含む）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者（新規就農希望者等）に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うもの。

※1 農地流動化のための情報管理

- 町公社では「マッピングシステム」として全筆の農地の地籍、面積、筆番号その他情報をデータ化してコンピューター管理している。データは随時更新されており、農地流動化における農業委員による出し手と受け手のマッチングに活用されている。

②栗山町独自の農地中間保有事業

第4期栗山農業ルネッサンスにおける農地シミュレーションの中で、平成38年に後継者がいない65歳以上の農業者が経営する農地面積が、1,334haになると推計されています。【図1】

また、毎年実施する農地利用意向調査^{※2}では、規模縮小希望面積に対して3倍以上の規模拡大希望面積がある結果が出ており、更に、新規農業参入者も受け入れることから、これらの要望に応える農地流動化策を講じ、後継者がいない農家の農地を優良な状態で未来へ引き継ぐ対策が必要です。

町公社は、農家の高齢化と農家減少が進む中、地域を担う新規就農者等の就農地の確保に対し、農地を一時的に中間保有^{※3}することで、農地のスムーズな流動を図ります。これにより、新規参入者の就農を実現させ、地域の農地を守り、農家減少による農村の荒廃を防ぎます。

町公社が中間保有する農地は、①研修中の新規就農者が取得可能な農地であること、②地域の担い手の状況から新規農業参入が必要と思われる地域の農地であること、③当該農地と一体となった新規就農者用の宅地及び納屋等があることが基本的な条件となります。

H38時点で、世帯内の最も若い男性が65歳以上の経営体 25%

1,334ha

H38時点で後継者がいるか、世帯内の最も若い男性が64歳以下 75% 4,108ha

【図1】10年後の農地所有者の状況

(資料) 栗山町農地データより

※農業経営体所有農地

※2 農地利用意向調査

- ・年1回、町内外居住の本町農地所有者に対して行う農地に関する売買や貸借の意向を確認するアンケートで、町公社と農業委員会が連携して実施している。

※3 町公社による農地の売買（農地中間保有）

- ・公益財団法人北海道農業公社（以下道公社）が実施する農地の売買は、売渡先が確定している農家に、5年もしくは10年の賃貸後に売却することで経営を安定化させる事が目的（長期的な視点での流動化対策）であるが、町公社の農地の売買は、流動化を妨げる課題をきめ細かく解決する事が目的（短期的な視点での流動化対策）といえる。
- ・町公社による農地売買等事業のメリットは「譲渡所得1,500万円特別控除」「登録免許税8/1000に減免」「不動産取得税1/3控除」等、道公社事業と同様に受けることができる。（農業振興地域の農用地区域内の農地に限る）

(2) 担い手の確保・育成対策

①人材の育成

『くりやま農業未来塾』の運営

農村地域における意欲と能力に優れた担い手の確保と、農村活性化の核となる地域リーダーの計画的な育成を図るため、農業後継者や新規就農者等を対象に実践的かつ総合的な人材育成事業を実施します。

事業内容は、企画・経営管理能力の向上をはじめ、生産技術や加工流通・販売手法、地域づくり、さらに町内外のトップ農家による実践研修等、多彩なカリキュラムで構成され、少数精鋭による1期2年間で担い手の育成を行います。



各地区から推薦された8期生6名

『くりやま農業女性塾』の運営

本町農業を支える若手女性農業者に対して、農業に対する意欲と農村に対する関心を高め、農業経営への積極的な参画を促すことを目的に実施します。塾生は地域での仲間づくりや農業に関する基礎的な知識を学習します。



塾生考案のレシピをまとめた「くりやまかまど帖」

『農業後継者』の育成

農業技術向上と豊かな心身づくりを目的とする栗山町4Hクラブをはじめ、若手農業者に対して、その活動支援を行います。さらに、地域の財産である農業後継者を育成する農家経営者（父親世代）への支援も実施します。



地産池消の大切さを小学生に伝える「うどん教室」

②新規農業参入の推進

少子高齢化による農家の減少と担い手不足は本町農業にとって大きな課題です。農村地域が廃れることを防ぐため、農業に魅力を感じ、新規就農を希望する若者を国の農業次世代人材投資事業や地域おこし協力隊事業を活用しながら受け入れます。また、研修期間終了後の就農実現とその定着を図ることで、農村に新しい血を入れ、地域の活性化を目指します。（V参考資料：「町公社の新規就農受け入れのスタンス」を参照）

『出向く面談』の実施

東京・大阪・札幌等で開催される新・農業人フェア等の新規就農面談会に積極的に参加して、新たに農業を志す若者と面談を行い、新規就農希望者を本町に招いて農業体験等を行い、本町にふさわしい新たな農業の担い手としての人材発掘を行います。



農業を志す若者が集まる「新・農業人フェア」

『トレーニング農場』の取り組みと就農支援

近年の新規就農希望者は、農業経験が乏しく、就農研修に入って国の農業次世代人材投資事業（準備型）受給期間の2年後に就農することが難しい状況と言えます。そこで、農業経験を深めるために、新規就農を旨とした就農研修に入るためのトレーニング農場を地域農家と連携して設置し、本町の新規就農希望者への研修体制を構築します。

さらに、研修を経て就農する新規就農者に対して、指導農業士や農業関係機関団体が連携し、経営安定化を図るための支援と助成を行います。



高い技術を持った農業者が指導を行う「トレーニング農場」

『第三者経営継承事業』の実施

新規就農者が、離農する農家の全経営資産を継承する第三者経営継承事業は、移譲農家が農地はもとより宅地と住宅倉庫等全ての資産を一括売却することができ、同時に譲受新規就農者は、経営資産を一括購入することができます。この方式は、新規就農者の経営が早期に安定し易く、移譲者と新規就農者双方にとって大きなメリットがある反面、双方の人間関係等、細心の調整が必要になります。町公社はそれぞれの心理的架け橋となり、事業を実施していきます。

③協業法人化の取り組み促進

地域の担い手確保としての協業法人化の促進ですが、農家意向調査でも今後の経営意向（Ⅲ - 表8）において18人が規模縮小を示しています。求められることは「農地の受け皿」の存在です。また、規模拡大も126人が意向を持ち（Ⅲ - 表8）、そこにおいては労働力問題が顕在化することになります。地域的な特徴もありますが、米政策見直しの過渡期にある水田地帯においては、協業的な法人化への誘導が求められます。本計画においては、少なくともその方向性を更に強調する必要があり、農地の受け皿法人の育成についての意向（Ⅲ - 表13）もみられることから、地域での話し合いを行い、法人組織化への取り組みを進めます。

(3) 労働力対策

労働力の確保は農村において差し迫った問題となっていますが、万全な解決策を示すことは非常に難しい課題です。これは、後継者不在農家の存在もさることながら、ある程度規模拡大を進めている親子2世代経営においても「親世代が抜けた後の労働力不足」が今後問題として浮上してくるからです。

問題の緩和を考えるためにも、労働力が不足する具体的な場面を特定し、それに対処する選択肢を用意する必要があります。具体的には、投資をすればある程度カバーできるもの（農業へのGPSガイダンスシステム等^{※4}利用）、農作業等共同化への誘導（地域営農システム）^{※5}等が考えられます。また、町公社でこれまでも取り組んできた学生援農^{※6}が、短期的な雇用という面では現実的な仕組みです。今後、農家の利用意向を十分に汲み取りながら、農村交流という面からも学生援農の拡大（学生受け入れの体制構築など）を進めます。

※4 GPSガイダンスシステム等

- ・GPS衛星からの位置情報を基に作業経路を示すもので、機器をトラクター等に装着しモニター画面の指示ライン通りに運転すれば、目印ポールを用いることなく正確な農作業が可能であり、トラクターの自動操舵装置や生育に応じた肥料散布ができる可変施肥技術などがある。現在、町公社ではホクレン所有RTK基地局の補正データをスマートフォンで取り入れる実証試験を行っており、また、北海道農業研究センターと省力化新技術開発実証試験にも取り組んでいる。

※5 地域営農システム～Ⅱ-1を参照

※6 学生援農

- ・町公社では、種馬鈴しょ収穫時期の「北海道大学学生くりやま農業応援隊」や天使大学や北海道大学等の農業サークルと栗山町4Hクラブの若手農業者との農業農村交流事業を行っている。



種子馬鈴しょ収穫を手伝う「学生援農」

(4) 農業振興対策

本町における町独自財源による農業振興対策事業は、昭和42年の栗山町農産園芸振興事業等【表2】に遡り、昭和58年には栗山町農業振興対策事業を創設し、本町農業振興に取り組んできました。平成12年からは国の中山間地域等直接支払交付金の一部を活用し、農業振興事業として全町的な農業振興施策を展開してきました。

【表2】 栗山町農業振興対策事業の系譜

栗山町単独補助		栗山町中山間推進協議会	
		栗山町多面的機能推進協議会	
◇昭和42年～	◇昭和58年～	◇平成12年～	◇平成24年～現在
<ul style="list-style-type: none"> 栗山町農産園芸振興事業補助 栗山町農業近代化特別事業補助 	<ul style="list-style-type: none"> 栗山町農業振興対策事業補助 <p>【事業費限度額】 1,000万円</p> <p>【補助率】 1/2以内</p> <p>【予算額】 S58 - 2,000万円 … H8 - 5,000万円 H9 - 5,000万円 H10 - 5,500万円 H11 - 4,535万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 栗山町農業振興基金 <p>【実施主体】 くりやま農業振興事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> 栗山町農業振興事業 <p>【実施主体】 栗山町農業振興公社</p>
◇昭和50年～			
<ul style="list-style-type: none"> 栗山町水稻共同育苗事業補助 			
◇昭和51年～			
<ul style="list-style-type: none"> 栗山町土づくり事業補助 			

【表3】 直接支払交付金財源明細と活用割合

平成28年度交付実績			
中山間地域等直接支払交付金 【交付金額】153,278,806円		多面的機能支払交付金 【交付金額】159,140,654円 (長寿命化27,153,732円除く)	
財源内訳	国：50% 76,639,402円 道：25% 38,319,700円 町：25% 39,319,704円	財源内訳	国：50% 79,570,327円 道：25% 39,785,163円 町：25% 39,785,164円
栗山町中山間地域等推進協議会		栗山町多面的機能推進協議会	
個人配分	50% 個人に配分	支部活動組織	90% 支部組織活動費
支部集落	30% 支部共同活動費	公社活用	10% 農業振興事業に充当
公社活用	20% 農業振興事業に充当		

農業振興事業の趣旨は、全町的な農業課題に対して個々の農家が取り組む助成事業となっており、農業振興推進委員会で検討を行い事業を推進します。現在、農業振興事業は「ブランド対策」「担い手対策」「農地対策」の3本柱となっており、事業内容及び詳細は【表4】の通りとなっています。(事業実績～巻末別表)

本事業は、町単費の農業支援助成の代わりとなっており、地域的課題を克服し、農業はもとより本町の持続的な発展を目指すものであり、今後も、農業者のご理解を頂きながら継続して事業推進を図り、農業振興推進委員会での協議により時代に合わせた事業を展開してまいります。

【表4】 農業振興事業メニュー

対策名	事業名	支援内容
ブランド 対策	農村景観緑肥推進事業	畑地の地力と農村景観の向上を図るための景観緑肥栽培への支援
	都市農村交流活動助成事業	本町農業の魅力・認知を高めるために行う都市農村交流活動への支援
	耕畜連携拡大助成事業	繁殖和牛増頭へ助成を図って耕畜連携による資源循環型農業を支援
	牧草地再生対策事業	草地の生産力向上を図るための草地更新への支援
	その他	家畜防疫への支援 安心安全農産物出荷活動への支援
担い手 対策	農業後継者育成支援事業	農業後継者を育成する農業者への支援
	農業研修生受入支援事業	新規就農希望者の研修受入する農業者への支援
	農業新規参入者 施設等導入助成事業	新規就農者の農業機械や施設導入の初期投資への支援
農地対策	低コストほ場整備助成事業 // 加算措置	農業者自らの自力施工を基本とした小規模な農地等の整備（区画拡大や透排水性改善等）への支援 さらに、規模拡大農地、新規参入者農地、遊休化危惧農地の農地整備に対して加算措置を行う。
	離農跡地農地再生助成事業	農村地域に点在する離農跡地の廃屋撤去への支援
	鹿侵入防護柵設置等 助成事業	エゾシカ侵入防護柵のメンテナンスへの支援
	農地災害復旧等工事 助成事業	異常気象により被害を受けた農地復旧工事への支援
	畑地新輪作体系 確立モデル助成事業	畑地地力増進用実取りトウモロコシ栽培への支援
	農地流動化特別対策事業	高齢化離農農地又は遊休化懸念農地の流動化への支援

(5) 関係機関との連携

町公社の具体的対策や事業を推進し、本町農業の発展を目指すためには、町公社または関係機関だけの動きで完結できるものではなく、集落においても「集落単位での将来構想」について話し合い、合意形成を図ることが必要です。

また、栗山町では後継者や新規就農者受入といった担い手確保とともに、農業後継者、女性農業者、新規就農者を対象に、農業経営全般に関する能力を向上させて、確保された担い手を自立した農業経営者として育成していく人材育成の取り組みを行い、町公社という関係機関がワンフロアー化した中で農業振興と農村の発展に取り組んできました。

しかし、設立から10数年が経過し、課題への対応策や取り組みが拡大する中で、農地関連・担い手関連・人材育成など、これまで通り町公社が事業設計・窓口機能を持ちながらも、専門性を有する関係機関と事業ごとに連携を強化し、さらなる公社機能を発揮させる必要性があります。

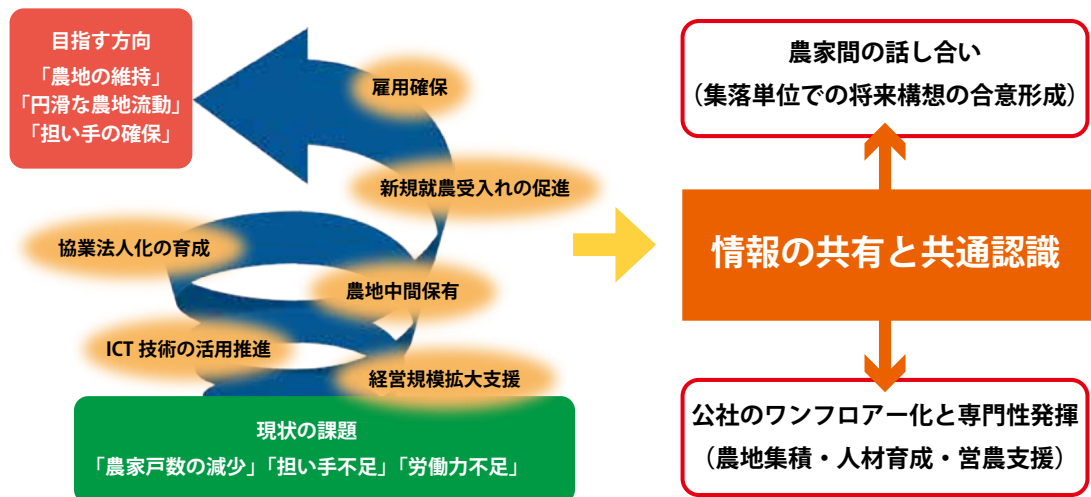
第1期から第3期の栗山農業ルネッサンスでは、農地問題、担い手問題に焦点をあてながら、農業経営をサポートする農業振興策に取り組んできましたが、これらの取り組みには、他の市町村に類を見ない事業も多々あります。

こうした先駆的な町公社の取り組みが、どこまで農業者に理解され届いているかは検証が必要であり、Ⅲの農家聞き取り調査の中で述べたように、町公社事業が農家に浸透しておらず、町公社の存在意義や機能が十分に農業者に理解されているとは言えません。町公社は、事業等に係る情報発信には努めていますが、今後、関係機関との連携を強化し農家への情報発信を密にすることで、農業者との情報共有と共通認識を深めることが期待でき、町公社組織・事業の持続的な展開が確立され、他地域に例のない組織の存続と発展が可能となります。

【図2】第4期振興計画の展望

【農家アンケート及び実態調査からみえる課題】

【新たな振興方策における役割分担】



2. 栗山町の取り組み

(1) 日本型直接支払制度

農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。

しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域共同活動等によって支えられている多面的機能の発展に支障が生じつつあります。

また、地域での共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理が増大し、担い手の農地規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。

このため、「農業の有する多面的機能の発揮や促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等地域農業構造改革の後押しをしていく必要があります。本町としても、地域の共同活動、中山間地域等での農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する日本型直接支払制度に継続して取り組みます。

①多面的機能支払

農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など、地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動への支援。

資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等、農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援。

②中山間地域等直接支払

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援。

③環境保全型農業直接支払

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組みと合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援。

【表5】平成28年度交付実績

※町産業振興課調べ

日本型直接支払制度	対象・取組面積	交付金額	負担割合
多面的機能支払	5,162.06ha	186,294,386円	国：50%
中山間地域等直接支払	1,687.72ha	153,278,806円	道：25%
環境保全型農業直接支払	23.47ha	1,786,880円	栗山町：25%
合計	—	341,360,072円	合計：100%

(2) 土地基盤整備

土地基盤整備事業をめぐる現状は、農村地区での農業者の高齢化により、大規模経営体と小規模経営体の二極化や土地持ち非農家の増加により、土地改良事業実施に対する温度差が拡大しています。また、高齢化等により土地改良区組合員数が減少する中で、収益の根幹をなす賦課金の増額ができず、加えて水利施設等の老朽化が進行し補修費がかさむという難しい状況にあります。

しかし、土地基盤整備は、①農地の大区画化により担い手への農地集積・集約化を図り生産コストを削減、②収益性の高い農業経営を実現するための水田の汎用化、③区画拡大や排水改良等に伴い農作業の機械化・省力化による農作業時間の短縮等労働生産性の向上、④排水性改良により汎用化を実現した土地生産性の向上、⑤換地手法による公共用地等の非農地を創出した土地利用の秩序化、⑥農地の大区画化により地下制御システムの導入やパイプライン化等の効用があります。優良化した農地を未来に繋げるためにも基盤整備事業を継続して推進します。

【表6】道営経営体育成基盤整備事業計画（実施）状況

※栗山町土地改良区調べ

地区名	実施年度	受益面積	受益戸数
南角田南部	平成24～31年度	63.5ha	13戸
南角田北部	平成26～32年度	109.3ha	13戸
継立南部	平成24～31年度	70.0ha	12戸
継立北部	平成27～35年度	121.7ha	17戸
円山	平成31～36年度	60.0ha	6戸

(3) 農業6次産業化

6次産業化とは、農業者が生産（第1次産業）だけでなく、加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わること（ $1 \times 2 \times 3 = 6$ 次産業化）により、農業の新たな付加価値を創出し、農業者の所得を高める取り組みです。

町内では、これまでも農産物の加工や直売に取り組んでいますが、多種多様な農作物の生産が可能なゆえに、地域の取り組みとして特定の農産物の加工に至らないのが課題です。

栗山町では農業者の所得向上を図り、町全体の活性化に繋げるため、意欲ある農業者に対して6次産業化への取り組みを積極的に推進し支援します。

◇ 6次産業化への具体的取り組み

- ・ 6次産業化に向けた情報提供
- ・ 国の6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定取得の推進
- ・ 栗山町独自の栗山町6次産業化支援事業補助金による施設整備や機械導入への助成
- ・ 新たな販路拡大に対する取り組み支援

【表7】 栗山町産の農産物を使った主な加工品（町産業振興調べ）

農産物	加工品名
トマト	ジュース、ソース
大豆	味噌、豆腐、油揚げ
馬鈴しょ	コロッケ
小麦	クッキー
玉ねぎ(さらさらレッド)	スープ、カレー、クッキー、ドレッシング
かぼちゃ	コロッケ、食べるかぼちゃスープ
りんご	ジュース
栗	甘露煮、渋川煮、パウンドケーキ
いちご	ジャム、菓子（ギモーヴ、カタラーナ）
ルバーブ	ジャム

◇栗山町 6 次産業化支援事業補助金の概要

- ・補助対象者
 - ①町内に住所を有する認定農業者
 - ②構成員の過半数が町内の農業者で構成された団体
- ・補助対象事業

町内で生産された農産物の町内での加工販売及びファームレストランを新規に又は規模拡大に取り組む事業
- ・補助対象経費
 - ①農産物の加工・販売のための施設整備及び機械導入
 - ②ファームレストラン開設のための施設、機械、備品経費
 - ③上記①、②は建物、土地の購入は除く
 - ④国の6次産業化ネットワーク活動交付金の交付対象となる経費
- ・補助金額
 - ①補助対象経費の2分の1以内で上限額300万円
 - ②補助対象経費④については国の交付金と同額を加算補助（上限額300万円）

◇今後の目標

栗山町 6 次産業化支援事業補助金や国の 6 次産業化ネットワーク活動交付金等を活用し、新商品の開発、ファームレストランの開設等の 6 次産業化事業体数を毎年 2 件～ 3 件を目標に推進します。（平成 29～33 年度目標 12 件増）

また、農業者が生産・加工・販売を一体化することにより消費者ニーズに沿った商品となるための農産物の付加価値向上やブランド化を推進し、将来的には農業者の所得向上、経営の安定、雇用を創出する経営体となることを実現します。

※なお、この取り組みは「栗山町 6 次産業化・地産地消推進戦略」と位置付けます。

【表 8】 栗山町 6 次産業化支援事業補助金 事業実績一覧（単位：円）

年度	事業（商品名等）	内容	総事業費	補助金額
27 年度	食べるかぼちゃスープ	パッケージデザイントレイ・印字機	845,640	422,000
	直売所、イートイン	イートインコーナー内装工事他	9,132,000	3,000,000
	合計	-	9,977,640	3,422,000
28 年度	パウンドケーキ	スチームオーブナー式・厨房内整備他	2,563,661	1,281,000
	トマトソース	半自動型 PP キャップパー	2,019,600	1,009,000
	ギモーブ、カタラーナ（イチゴ洋菓子）、イチゴジャム、イチゴピューレ	業務用縦型冷凍庫・厨房内装他	2,016,658	1,008,000
	合計	-	6,599,919	3,298,000

(4) 有害鳥獣対策

鳥獣による農業被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、高齢化の進展による不作付地の増加等に伴い、深刻化しています。また、これらの被害は、農業者の営農意欲の低下等をもたらし、更なる被害を招く悪循環を生じさせています。

本町の農業被害額のピークは、平成 22 年度に約 1 億円でしたが、山からのエゾシカの侵入を防止するため、平成 23 年度に全町約 100km にわたり侵入防止柵を設置したこと、また、北海道猟友会栗山支部への委託による鳥獣の捕獲強化を行ったこと等により平成 27 年度は約 700 万円にまで減少しています。

被害額の更なる減少のためには、鳥獣の捕獲による駆除が不可欠であることから、各関係機関と連携の上、引き続き対策を推進してまいります。

【表 9】 栗山町内の有害鳥獣捕獲状況（町産業振興課調べ）

年度	エゾシカ (頭)	アライグマ (頭)	キツネ (頭)	カラス・ハト (羽)	ヒグマ (頭)
19	103	87	55	161	0
20	145	85	66	177	0
21	152	151	106	217	1
22	394	226	82	97	1
23	325	311	115	203	2
24	404	444	110	438	1
25	443	346	160	501	0
26	481	486	130	591	1
27	444	480	140	920	0

【表 10】 栗山町内の有害鳥獣農業被害状況（町産業振興課調べ）単位：千円

年度	エゾシカ	アライグマ	キツネ	カラス・ハト	ヒグマ	農業被害額 (計)
19	20,805	1,610	1,722	3,140	0	27,277
20	17,348	2,245	1,461	327	0	21,381
21	52,041	4,826	402	1,343	0	58,612
22	90,569	6,998	654	2,626	0	100,847
23	62,901	20,234	234	0	0	83,369
24	16,105	1,289	186	0	0	17,580
25	4,963	361	36	0	35	5,395
26	8,458	536	26	330	0	9,350
27	4,225	1,935	92	786	0	7,038

3. 栗山町第6次総合計画（農業分野）

「ふるさと栗山です。」を合言葉に策定された平成27年度から平成34年度までの栗山町の施策根拠となる「栗山町第6次総合計画」から、農業分野を抜粋します。

（1）農林業における主な課題

- ・地域農業の担い手育成および新規参入者の受入体制の充実
- ・資源循環型農業の推進、付加価値ある商品開発、グリーン・ツーリズム活動の推進
- ・担い手への農地集積の促進
- ・生産性の高い農地整備のため、引き続き道営事業などによる農業生産基盤整備の実施
- ・森林の持つ公益的機能を維持・増進するために、計画的な森林整備

（2）課題解決への施策

『担い手の育成』

- ・地域の中心的な役割を果たす農業後継者の育成
- ・意欲ある新規就農者の受け入れ支援
- ・農業経営改善などに係る農業者の経済的負担の軽減
- ・地域営農システムの構築

『生産性の高い農業・農地整備の推進』

- ・生産性向上や経営改善に向けた取り組みへの支援
- ・農地の遊休化防止と担い手への円滑な流動化の推進
- ・土地改良事業等による農業基盤の整備
- ・農村地域の環境保全と多面的機能の発揮
- ・エゾシカ等による農産物の食害防止

『農業・農村ブランドの推進』

- ・農産物加工や新商品開発、販路拡大に向けた取り組みへの支援
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・地力増進・景観向上に効果のある緑肥栽培への支援